

介護保険「新総合事業」について

日本共産党

12月議会
一般質問

かたの民報

議会版

2016年12月25日
NO. 1653

【発行】
日本共産党
市会議員団

ご相談は市役所
議員団控室へ
私部1-1-1
☎892-0121
(内線301)



中上 さち子
倉治 6-17-13
☎893-6785



さらがい ふみ
星田 7-44-21
☎894-2835



藤田 まり
私部西 2-16-13-310
☎397-3027

要支援者サービスに、「資格・基準」を問わない緩和型は導入すべきではない

来年4月から実施される「新総合事業」では、無資格者による介護サービスの導入とともに介護報酬の減額が行われます。日本共産党は、利用者や事業者への影響を質（ただし、要支援者のサービス切り捨てとならない、現行維持のサービスを求めました）



要支援が変わる「新総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」とは

2015年の介護保険法の改定で、要支援者の訪問及び通所介護は、介護給付から、市町村の「新総合事業」に移行されます。

現行相当のサービスとともに緩和した基準サービスが導入されますが、サービスの基準や内容、報酬単価、利用料は市町村で決定できることから、今後、地域格差が予想されます。



総合事業 訪問介護（ホームヘルプ）

| | 現行相当サービス | 緩和した基準サービス |
|-----|---------------------------------|------------|
| 内容 | 身体介護（排泄・入浴・食事等）、生活援助（掃除・洗濯・買物等） | 生活援助のみ |
| 提供者 | 資格を持った訪問介護員 | 無資格の雇用労働者 |
| 基準 | 予防給付の基準 | 人員等を緩和 |

総合事業 通所介護（デイサービス）

| | 現行相当サービス | 緩和した基準サービス |
|-----|---------------|---------------|
| 内容 | 機能訓練とレクリエーション | 機能訓練又は元気アップ体操 |
| 提供者 | 通所介護事業者の従事者 | 主に雇用労働者 |
| 基準 | 予防給付の基準 | 人員等を緩和 |

緩和した基準サービスでは、要支援者の生活は守れません

多くの要支援者は、介護サービスを受けることで重症化を防ぐことに繋がっています。資格や基準の緩和など専門性を問わない制度の改定は、サービスを低下に繋がり、要支援者の生活に支障をきたす恐れがあります。

報酬単価の減額は、人材確保にあえて介護事業者の実態をみていない

緩和した基準サービスの報酬単価は、現行サービスの7割に減額されます。

報酬単価の切り下げは、ヘルパーなどの介護従事者の賃金・労働条件の「引き下げ」に繋がり、介護現場の人材確保は一層難しくなります。

日本共産党は市に、報酬単価の決定権は市町村にあることから、減額ではなく現行単価を保障するように求めました。

総合事業費の「上限額」を撤廃し、国・市は必要な財政措置を行うべきである

総合事業費には「上限額」が設けられます。上限は、事業開始の前年度の「介護給付費（介護予防訪問介護・介護予防通所介護、介護予防支援・介護予防事業の総額）」×「後期高齢者数の伸び率」となっています。

均の介護給付費の伸び率は66%ですが、後期高齢者の伸び率は38%となっており、差額の28%は「上限越え」となります。

国は、2018年度以降は、後期高齢者の伸び率しか増額を認めないとしています。「上限額」を理由とした、要支援者への現行相当サービスの利用は抑制すべきではありません。

パブリックコメントなど寄せられている意見や声

無資格者によるサービスに変わること、重度化が心配

現行の報酬単価を希望する。単価の切り下げは事業所の経営を圧迫する

大幅な基準緩和は、サービスの質の面から問題がある

要支援者の立場や、事業者の立場に立った改善を望む

